

1 事業所につき3年間で最大720万円の住宅手当・住宅借り上げ費を助成します。

福島県内に事業所をもつ事業主の皆様へ・・・

令和6年度「ふくしま産業復興雇用支援助成金(住宅支援費)」の御案内

事業概要

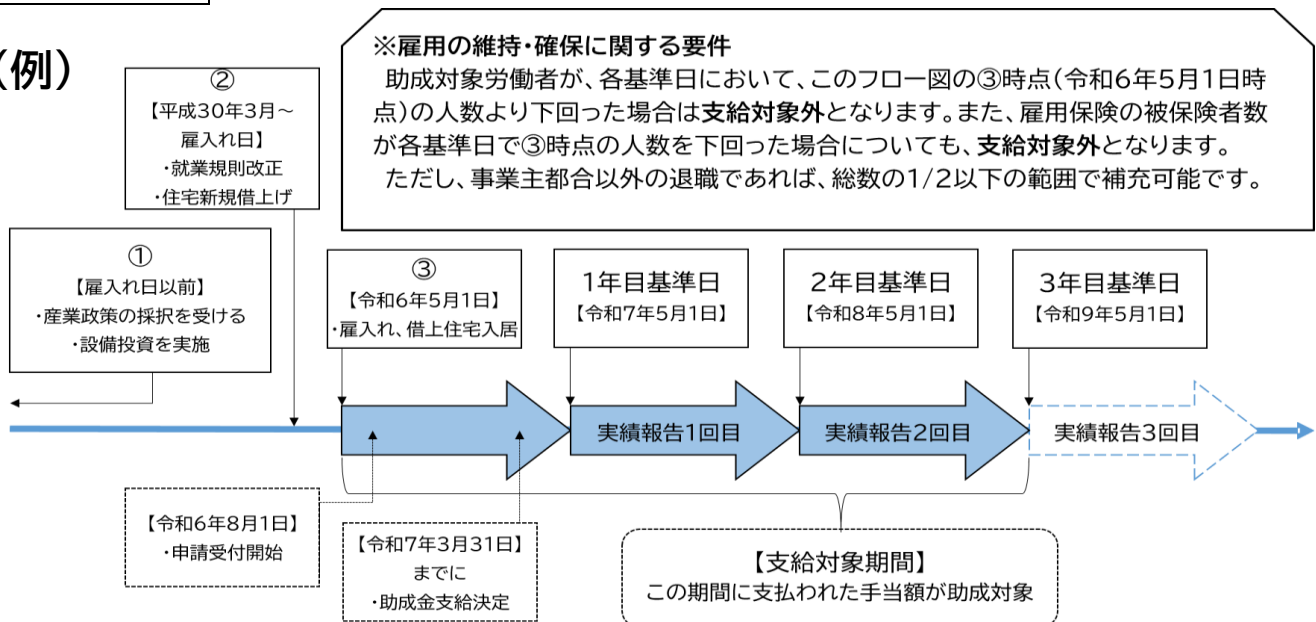
被災地域である県内全域の安定的な雇用の創出及び地域産業や経済の活性化を図り、産業施策と一体となって雇用面から支援することにより、求職者の生活の安定を図り県内の復興を支えるため、新規に雇用した労働者の住宅手当や借り上げ住宅の費用等を助成します。

募集期間

令和6年8月1日(木)から令和6年12月13日(金)まで ※令和6年12月13日(金)当日消印有効
福島県雇用労政課助成金担当で申請を受付けます。申請書の提出は郵送のみとします。

主な助成要件

(例)



1 対象事業所

- 令和6年度に初めて当該助成金を申請する事業所であること。(特例あり※1)
- 平成23年3月11日以降、県指定の産業政策で補助金または融資を受け、設備投資等を行った事業所であること。(県指定の産業政策は別紙「令和6年度 産業政策 対象事業一覧表」のとおり)
- 2の受給要件労働者が居住するため、
①新たに住宅の賃借契約を締結、
②既存の賃借契約に追加して住宅の賃借契約を行う、
又は受給要件労働者を雇用するために
③就業規則を改正して、住宅手当を新規に導入する、
④既存の住宅手当の制度を拡充する、
のいずれかを実施すること。

2 受給要件労働者(※下記の(1)～(4)のすべてを満たす必要があります。)

- 県指定の補助金・融資等の採択を受けた後※2、原則として、令和6年4月1日以降に雇入れられた求職者(被災求職者以外の者を含む)であること(特例あり※3)
- 雇入れ日及び基準日において、事業者の借上げ住宅に居住、又は住宅手当の支給対象となっていること
- 雇用期間の定めがない労働者又は1年以上の有期雇用(契約の更新が可能なもの)の労働者
- 雇用保険の一般被保険者又は高年齢被保険者として雇入れた労働者

※1 令和4年度又は令和5年度に初めて支給決定を受けた事業所に限り、最初の受給要件労働者の雇入れ日から2年以内に雇入れた受給要件労働者については申請可能。ただし、以前の申請時に実施した1(3)の取組に加え、さらに新たな住宅支援の取組を実施した上で受給要件労働者を雇入れる必要があります。

また、過去の助成対象事業所で当該助成対象期間が終了している場合において、過去に助成金の支給を受けるにあたって認定を受けた産業政策と同一の事業について、複数回実施が認められた場合は再度申請可能。

※2 補助金:対象事業の交付決定日 融資:融資の契約日(信用保証協会の保証日ではありません。)

※3 産業政策の補助金又は融資の採択後、令和5年12月16日～令和6年3月31日の間に雇入れた受給要件労働者についても申請可能(その他の詳細については申請の手引きを御覧ください。県のHPからダウンロードできます。)

助成金額

助成金の支給金額は、以下の1～4の中から一つを申請時に選択します。選択した助成対象経費のうち、助成対象期間に支出した額の3/4が助成金額となります。ただし、助成金額の上限は1年間につき240万円です。(最大3年間継続助成可能)

- 1 住宅の新規借り上げに際して締結した賃借契約に基づき支払う賃借料
- 2 住宅の追加借り上げに際して締結した賃借契約に基づき支払う賃借料と変更前の賃借料との差額 ※4
- 3 就業規則等に基づき新たに導入した住宅手当の支給額
- 4 就業規則等を改正し拡充した住宅手当の支給額と変更前の就業規則に基づき支給した住宅手当の差額 ※5

※4 以前から借り上げていた住宅から追加借り上げを行った際は、追加以前の契約額との差額が対象となります。

※5 住宅手当を新規に導入した場合及び既存の住宅手当を拡充した場合は、受給要件労働者以外の労働者についても、助成の対象とすることができます。

詳しい内容については、県雇用労政課のホームページに掲載しております。
申請の手引きや様式なども公開しておりますので、申請をお考えの方は一度、御覧ください!

受給要件労働者1名から申請可能です!



福島県キャラクター キビタン

お問い合わせ

福島県商工労働部雇用労政課 助成金担当

〒960-8670

福島県福島市杉妻町2番16号(西庁舎12階)

電話：024-521-7290

FAX：024-521-7931

メール：koyourousei@pref.fukushima.lg.jp

URL：https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/joseikin2601.html